

重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	中江 隼
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) ゆうげんかいしゃ はなまる 有限会社 はなまる		
法人番号	6120002076731		
主たる事務所の所在地	〒 573-0049 大阪府枚方市山之上北町 5 番 1 号 サンエース山之上ビル 3 階		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-844-8708 / 072-844-2873	
	メールアドレス	info@hanamaru-day.com	
	ホームページアドレス	https://www.hanamaru-day.com/	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 中尾 俊平		
設立年月日	平成	16年3月1日	
主な実施事業	※別添 1 （別に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゅうりょうろうじんほーむ はなまるこうりえん 介護付有料老人ホーム はなまる香里園				
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出				
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）				
所在地	〒 573-0087 大阪府枚方市香里園山之手町23番30号				
主な利用交通手段	京阪本線「香里園」駅 ・ 京阪本線「光善寺」駅				
連絡先	電話番号	072-833-1888			
	FAX番号	072-833-1880			
	メールアドレス	korien@hanamaru-day.com			
	ホームページアドレス	http://www.hanamaru-day.com/			
管理者（職名／氏名）	施設長 / 中江 隼				
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成	27年5月1日	/	平成	26年5月20日（福監第52号）

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408551	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 30 年 3 月 1	令和	6 年 3 月 1 日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408551	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近)	
	平成 30 年 3 月 1	令和	6 年 3 月 1 日

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	30年3月1日				～	令和	52年2月28日
	面積	2603.76 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	平成	30年3月1日				～	令和	52年2月28日
	延床面積	1.766.08 m ² （うち有料老人ホーム部分					1.766.08 m ² ）		
	竣工日	平成	27年2月28日			用途区分			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：					
	階数	3 階		（地上		3 階、地階		0 階）	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合していない		
居室の状況	総戸数	79 戸		届出又は登録（指定）をした室数				79室（ ）	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	介護居室個室	○	○	×	×	○	18.0		
共用施設	共用トイレ	9 ケ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				2 ケ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				9 ケ所	
	共用浴室	個室	4 ケ所			ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1 ケ所		その他	4 ケ所		その他：	
	食堂	2 ケ所		面積	m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	なし	
	機能訓練室	1 ケ所		面積	m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）				1 ケ所			
	廊下	中廊下	m		片廊下	m			
	汚物処理室	4 ケ所							
	緊急通報装置	居室	なし	トイレ	なし	浴室	なし	脱衣室	なし
		通報先	救急指令室			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		ご入居者様にはご満足いただける生活を提供し、ご家族様にはご安心いただける報告連携を確立いたします。
サービスの提供内容に関する特色		24時間介護体制を基に、日勤帯の看護体制を整えております。また、希望に応じてリハビリサービスも受けられます。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	(株)京料理 花萬
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
健康診断の定期検診	委託	大潤会クリニック
	提供方法	協力医療機関により実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者〔管理者/施設長 中江 隼〕 (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。 (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。 (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。 (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
身体的拘束等		・身体的拘束等は原則禁止としており、3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行います。ケース会議等を開催し、入居者の状態、身体的拘束等の改善取組等について検討します。 ・身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。 ③介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）は、管理者です。非常災害対策に関する取り組みを行います。非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（ 中江 隼 ） ②災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出ること。 ・ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけないこと。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施		あり (介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	大潤会クリニック	
	住所	〒573-1182 枚方市御殿山町5-2	
	診療科目	内科・整形外科・リハビリテーション科	
	協力科目	内科	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり
新興感染症発生時に 連携する医療機関	なし		
	医療機関の名称		
	医療機関の住所		
協力歯科医療機関	名 称	大潤会よしだ医院歯科	
	住 所	〒573-1187 枚方市磯島元町16番16号	
	協 力 内 容	訪問診療、急変時の対応	
		その他の場合	

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他		
		その他の場合 空き室などへ移る場合		
判断基準の内容		①空き室があり、そちらへの移動を入居者またはご家族等（以下ご入居者様等という）からのご希望がある場合 ②空き室があり、入居者への支援に対し、介護スタッフルームに近い方がより即時対応できる場合（その場合は、入居者等への了解を得る） ③上記①②以外で居室の移動希望または必要性が生じた場合（その場合は、入居者等と当ホーム、状況によって第3者となる入居者等との協議を行いすべての合意を得る）		
手続の内容		①入居者等からの申し出により、当ホーム内協議の上決定。その後別紙“居室変更確認書”の取り交わしを行う。 ②および③当ホームまたは入居者またはご家族等からの申し出により、当ホーム内協議もしくは入居者等と当ホーム（状況によって第三者となる入居者等も含めて）の協議の上決定。その後別紙“居室変更確認書”の取り交わしを行う。		
追加的費用の有無		あり	追加費用	
居室利用権の取扱い		変更なし		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護
留意事項	入居時満65歳以上。24h喀痰吸引が必要な方・中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の療養管理については要相談。
契約の解除の内容	・入居者が死亡し、退去届が提出され、荷物の引き取りが完了した時。 ・入居者が事業者に対して30日前に解除の申し入れを行ったとき（解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとする） ※入居者が前述の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解除されたものとする

事業主体から解約を求める場合	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することとする ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われないとき ③禁止又は制限される行為を行ったとき ④入居者の行動が本人又は、他の入居者あるいは施設従業員の身体または生命に危害を及ぼすおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法でこれを防止する事ができない時 ⑤入居者が診療所や病院に入院し、3ヶ月を超える期間治療等が必要となった時又は見込まれる等、当ホームにおいて入居者に対する本件サービスの提供が困難であると合理的に判断される時。但し、入居者の合意を得るものとします ⑥当ホームを不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、当ホームへの復帰が困難、あるいは入居者に復帰の意思がないと判断される時 ⑦天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により、当ホームを閉鎖または縮小する時 ⑧入居者またはそのご家族が事業所またはその従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき	
	解約予告期間	30 日前
入居者からの解約予告期間	30 日前	
体験入居	あり	内容 1 あり（内容：1泊2日 5,500円 ※税込み（3食付）（PM2時～翌日PM2時） 上記金額には食費、水光熱費、介護サービス費が含まれています。 2日以上のご利用についてはご相談下さい。 送迎サービスは提供しておりませんので、送迎を希望される場合はご相談ください。） 2 なし
入居定員	79 人	
その他		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	有料老人ホーム施設長 生活相談員 兼務
生活相談員	1	1	0	1	管理者 兼務
直接処遇職員	42	17	25	31.8	
介護職員	37	14	23	28.2	
看護職員	5	3	2	3.6	
機能訓練指導員	2	1	1	1.3	
計画作成担当者	1	1	0	1	
事務員	1	1	0	1	
その他職員					
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	17	6	11	
介護福祉士実務者研修修了者	7	7	0	
介護職員初任者研修修了者	10	1	9	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士	1		1
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士	1	1	
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（16 時～ 翌10 時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	2 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 （一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.5 : 1

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				あり					
		業務に係る資格等		あり		資格等の名称		生活相談員			
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		2	3	3	4	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数		3	3	4	3	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた 業務に従事した経験年数に応じた 業務に従事した経験年数に応じた 業務に従事した経験年数に応じた 業務に従事した経験年数に応じた 業務に従事した経験年数に応じた	1年未満	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0
	10年以上	3	2	4	13	1	0	1	1	1	0
備考											
従業員の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：長期不在の場合、契約が存続する期間においては、家賃・管理費・上乗せ介護費用の支払いは発生するものとし、水光熱費・食費においては不在期間中は、発生しないものとする。	
利用料金の改定	条件	租税・物件価格・近隣住宅の賃料相場・維持管理費・消費者物価指数・雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料金が不相当になった場合	
	手続き	運営懇談会等での聞き取りを実施し、料金改定を行う1カ月前までに書面にてお知らせします。	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		要介護 2	要介護 3
	年齢		89歳	87歳
居室の状況	部屋タイプ		介護居室個室	介護居室個室
	床面積		18.0㎡	18.0㎡
	トイレ		あり	あり
	洗面		あり	あり
	浴室		なし	なし
	台所		なし	なし
	収納		あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金		300,000円	300,000円
月額費用の合計			197,000円	219,500円
家賃（非課税）			50,000円	72,500円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用			
	介護保険外	食費（30日の場合）（税込）	72,600円	72,600円
		管理費（非課税）	33,000円	33,000円
		上乗せ介護費（税込）	19,800円	19,800円
		光熱水費（30日の場合）（税込）	21,450円	21,450円
		災害備蓄費（税込）	150円	150円
備考　○介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 のとおりです。 ○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。				

（利用料金の算定根拠等）

家賃	建物の賃借料、設備備品費、借入利息等を基礎として1室あたりの家賃算出	
敷金	家賃の	6 ヶ月分
	解約時の対応	居室の原状回復、その他の清算がある場合は清算を優先し、差額を返金いたします。
上乗せ介護費用	下記の通り	
管理費	共用施設における維持管理費・修繕費	
食費	厨房維持費、調理員人件費及び食材料料費等	
光熱水費	住居における水光熱費	
災害備蓄費	非常食3日分	
介護保険外費用	個別で使用する福祉用具	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2	
その他のサービス利用料	なし	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	非常勤介護職月額給与：120,000円 福利費・交通費； 30,000円 $150,000円 \times 9 \div 75$ (稼働率95%)=18,000円 $18,000円 \times 1.10=19,800円$
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	4 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	41 人
	8 5 歳以上	25 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	5 人
	要支援 2	6 人
	要介護 1	10 人
	要介護 2	9 人
	要介護 3	6 人
	要介護 4	15 人
	要介護 5	19 人
入居期間別	6 か月未満	8 人
	6 か月以上 1 年未満	5 人
	1 年以上 5 年未満	42 人
	5 年以上 1 0 年未満	15 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	0 人
	1 5 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		人 / 人
入居者数		70 人

(入居者の属性)

性別	男性	16 人		女性	54 人	
男女比率	男性	23 %		女性	77 %	
入居率	88 %		平均年齢	80.3 歳	平均介護度	要介護3

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	10 人
	医療機関	3 人
	死亡者	10 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	10 人
		医療機関の場合、長期入院療養のため。

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		介護付有料老人ホーム はなまる香里園
電話番号 / F A X		072-833-1888 / 072-833-1880
対応している時間	平日	8:30～17:30
	土曜	8:30～17:30
	日曜・祝日	8:30～17:30
定休日		なし
窓口の名称（苦情）		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始
窓口の名称（事故）		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始
窓口の名称（虐待）		枚方市健康福祉部 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損保
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	市町村、入居者のご入居者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、入居者に対する本件サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		利用者意見箱の設置	
		実施日		令和 5年11月	
		結果の開示		なし	
				開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合			
		実施日			
		評価機関名称			
		結果の開示			
				開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合		
		開催頻度	年 1 回	
		構成員	入居者・ご家族・施設長・計画作成担当者・相談員・介護リーダー等	
		なしの場合の代替措置の内容		
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		
	あり	指針の整備		
	あり	定期定期的な研修の実施		
	あり	担当者の配置		
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		
	あり	指針の整備		
	あり	定期的な研修の実施		
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと		
		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	なし	
業務継続計画（BCP）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画		
	あり	災害に関する業務継続計画		
	あり	職員に対する周知の実施		
	あり	定期的な研修の実施		
	あり	定期的な訓練の実施		
	あり	定期的な業務継続計画の見直し		
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	・介護付有料老人ホーム はなまる招提 ・介護付有料老人ホーム 頂	
個人情報の保護	【入居者及びその家族に関する秘密の保持について】 ①事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 【個人情報の保護について】 ①事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）			

緊急時等における対応方法	疾病・負傷等により治療が必要となった場合は、緊急対応マニュアルに沿って対応いたします。 入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、身元引受人の同意を得て、医師の判断、指示により近隣病院への入院を協力致します。 ※医療費はご入居者様の負担となります ※入院期間における利用料の取扱いは、不在時の取扱いに準じます。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している		
	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添 1（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添 2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添 3（（介護予防）特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日： 令和 年 月 日

法人名： 有限会社はなまる

代表者氏名： 代表取締役 中尾俊平 印

事業所名： 介護付有料老人ホームはなまる香里園

説明者氏名：

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス、医療サービス等、その他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（入居者）

住 所：

氏 名：

（入居者代理人）

住 所：

氏 名：

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	はなまるケアサービス田口	枚方市田口1-19-3
訪問介護	あり	はなまるケアサービス田口	枚方市田口1丁目19番3号2階
訪問介護	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13番 5-101号
訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5番1号サンエース山之上ビル3階
通所介護	あり	はなまるデイサービス交北	枚方市交北1丁目1番15号
通所介護	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1丁目24番3号
通所介護	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1 サンエースビル1F
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームはなまる招提	枚方市招提東町2-10-1
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
＜地域密着型サービス＞			
地域密着型通所介護	あり	はなまるデイサービス牧野	大阪府枚方市牧野本町2-23-3
	あり	はなまるデイサービス長尾	大阪府枚方市長尾西町1-29-12-101
地域密着型通所介護	あり	はなまるデイサービス津田	大阪府枚方市津田元町二丁目41番23号
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン田口	枚方市田口1丁目19番3号2階
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン東香里	枚方市東香里元町13番 5-101号
＜介護予防サービス＞			
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5番2-202
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームはなまる招提	枚方市招提東町2-10-1
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
＜第1号事業＞			
予防訪問事業	あり	はなまるケアサービス田口	枚方市田口1丁目19番3号2階
予防訪問事業	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13-5-1F
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス	枚方市交北1丁目1番15号
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1丁目24番3号
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス牧野	大阪府枚方市牧野本町2-23-3
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス長尾	大阪府枚方市長尾西町1-29-12-101
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1 サンエースビル1F

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
			料金※	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	食費(朝食:495円、昼食:935円、夕食990円(税込)) ※当該施設の食費は軽減税率の対象ではありません。
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	実費	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	月額費に含む	
	特浴介助	あり	月額費に含む	
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	550円	550円/15分(税込) ※協力医療機関外の場合に限ります。
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	介護保険の要介護状態区分が自立の方は、生活支援費(2,310円/日)で対応
	リネン交換	あり	月額費に含む	介護保険の要介護状態区分が自立の方は、生活支援費(2,310円/日)で対応
	日常の洗濯	あり	実費	※外部業者対応
	個別洗濯機使用料金	あり	1,000円/月	
	ふとんリース	あり	110円/日	①掛布団(ホック式) ②肌布団(ホック式) ③ベッドパット ④枕 ⑤敷布 ⑥包布 ⑦枕覆
	特殊福祉用具レンタル	あり	実費	※別途契約書参照
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	※外部業者対応
	買い物代行	あり	月額費に含む	
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし	実費	年1回実施
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	あり	実費	※外部業者対応
	入退院時の同行	あり	550円	550円/15分(税込)
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	¥1,912	¥192	¥383	¥574
要支援2	313	¥3,270	¥327	¥654	¥981
要介護1	542	¥5,663	¥567	¥1,133	¥1,699
要介護2	609	¥6,364	¥637	¥1,273	¥1,910
要介護3	679	¥7,095	¥710	¥1,419	¥2,129
要介護4	744	¥7,774	¥778	¥1,555	¥2,333
要介護5	813	¥8,495	¥850	¥1,699	¥2,549

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	¥125	¥13	¥25	¥38	1日につき
退居時情報提供加算	250	¥2,612	¥262	¥523	¥784	1回につき
協力医療機関連携加算	100	¥1,045	¥105	¥209	¥314	1月につき
若年性認知症入居者受入加算	120	¥1,254	¥126	¥251	¥377	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 122/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	(所定単位数) 基本サービス費に各種 加算減算を加えた 総単位数

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	¥6,977	¥11,550			
	(2割の場合)	¥13,953	¥23,099			
	(3割の場合)	¥20,930	¥34,648			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	¥19,605	¥21,961	¥24,423	¥26,710	¥29,137
	(2割の場合)	¥39,209	¥43,922	¥48,846	¥53,419	¥58,274
	(3割の場合)	¥58,813	¥65,882	¥73,268	¥80,128	¥87,410

・上記見積もりは、個別機能訓練加算Ⅰ、協力医療機関連携加算、介護職員等処遇改善加算を含んでいます。

・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

・退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

・協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。

・若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

・介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行うものとして、届け出ている場合に算定します。